

香川県港湾管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第8号

香川県港湾管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県港湾管理条例施行規則(昭和31年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に当該使用を開始した日の属する月の翌々月(当該使用的期間が複数年度にわたる場合における当該使用を開始した日の属する年度の次年度以後の年度分にあっては、各年度の5月)の初日から納付の日(当該使用料に係る延滞金を徴収される場合にあっては、当該使用料の納期限)までの期間の日数に応じ、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した額</u></p> <p>ア 各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この号において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合 その年(以下この号において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</p> <p>イ 各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合以上である場合 年14.6パーセントの割合</p> <p>3 略</p>	<p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p> <p>2 条例別表の1の表の備考8及び2の表の備考9に規定する規則で定める額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に当該使用を開始した日の属する月の翌々月(当該使用的期間が複数年度にわたる場合における当該使用を開始した日の属する年度の次年度以後の年度分にあっては、各年度の5月)の初日から納付の日(当該使用料に係る延滞金を徴収される場合にあっては、当該使用料の納期限)までの期間の日数に応じ、<u>年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額</u></p> <p>3 略</p>

(香川県公有財産規則の一部改正)

第2条 香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13号様式（第25条関係）</p> <p>（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、その) (名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県知事 国 (香川県教育委員会教育長) (出先機関の長)</p> <p>記</p> <p>1～4 略</p> <p>5 使用許可条件</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき、使用料に納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日における民法第404条に定める法定利率で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p>第13号様式（第25条関係）</p> <p>（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、その) (名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県知事 国 (香川県教育委員会教育長) (出先機関の長)</p> <p>記</p> <p>1～4 略</p> <p>5 使用許可条件</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき、使用料に<u>年5パーセントの割合</u>を乗じて計算した延滞金を徴収する。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、<u>年5パーセントの割合</u>で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。</p> <p>(10)～(12) 略</p>

第17号様式（第28条関係）

(日本工業規格A列4番)

普通財産貸付承認書

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その
〔名称及び代表者の氏名〕)

次のとおり普通財産の貸付けを承認します。

年 月 日

香川県知事 団
(出先機関の長)

記

1～4 略

5 貸付承認条件

(1)～(6) 略

(7) 貸付料又は管理諸経費を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。

(8)～(10) 略

第17号様式（第28条関係）

(日本工業規格A列4番)

普通財産貸付承認書

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その
〔名称及び代表者の氏名〕)

次のとおり普通財産の貸付けを承認します。

年 月 日

香川県知事 团
(出先機関の長)

記

1～4 略

5 貸付承認条件

(1)～(6) 略

(7) 貸付料又は管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。

(8)～(10) 略

(香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成15年香川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付金の延滞金)</p> <p>第15条 貸付事業者は、貸付金を償還すべき日までにこれを償還しなかつたときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき<u>当該償還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した延滞金を県に納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(貸付金の延滞金)</p> <p>第15条 貸付事業者は、貸付金を償還すべき日までにこれを償還しなかつたときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、<u>償還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
3	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 香川県港湾管理条例施行規則第8条の7第2項第2号に掲げる額でこの規則の施行の日前の期間に対応するものの計算については、第1条の規定による改正後の香川県港湾管理条例施行規則第8条の7第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の香川県公有財産規則第13号様式及び第17号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。